

海水バラストタンク等の塗装基準に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 B 編及び C 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO 第 82 回海上安全委員会 (MSC82) において, 海水バラストタンク及びばら積貨物船の二重船側部に対して適用される IMO 塗装性能基準¹が, 決議 MSC.215(82) として採択された。さらに同塗装性能基準に従って塗装することを要求する SOLAS 条約第 II-1 章第 3-2 規則の改正が, 決議 MSC.216(82)として採択された。

本会としては, 鋼船規則 CSR-B 編又は CSR-T 編が適用されるばら積貨物船又は油タンカーに対して, 船級要件として, 既に上記 IMO 塗装性能基準を取り入れた規則改正を実施しているが, 上記 SOLAS 条約の改正は, 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶であって, 2008 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われるものに適用されることとなっているため, 適用対象船舶を改める必要が生じている。

今般, 決議 MSC.215(82)及び決議 MSC.216(82)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶の海水バラストタンク及び主として乾貨物をばら積するばら積貨物船であって乾舷用長さ (L_f) が 150m 以上のものの二重船側部の塗装については, IMO 塗装性能基準の要件を満足しなければならない旨規定した。
- (2) 前(1)の適用を受ける船舶に対して, 塗装テクニカルファイルの提出及び審査並びに船上への保持を規定した。
- (3) 前(1)に伴い, 改正前の条約に基づくバラストタンク等の塗装要件を削った。

¹ IMO "Performance standard for protective coatings for dedicated seawater ballast tanks in all types of ships and double-side skin spaces of bulk carriers"